

指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名

経済部経済企画課

1 施設概要

施設名称	勤労福祉会館
指定管理者名	カルチャーコミュニティよこすか ((一財) シティサポートよこすか、京急サービス株式会社)
指定期間	令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日(5年間)
評価対象期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

2 総合評価

施設の管理運営は良好に行われている。 利用者の様々な要望に真摯に対応するとともに、快適に利用できるよう努めている。また、勤労者だけでなく、高齢者や障がい者等多様な方が利用している状況を踏まえ、誰もが快適に利用できるサービスの提供に継続して取り組むことができている。 建物・設備において老朽化が大変厳しい状況ではあるが、日常点検を平素から細やかに実施しており、突然生じた不具合等においても、速やかに修繕などの対応ができている点は高く評価できる。今後も予期せぬ修繕等が生じる可能性が高いため、指定管理者の強みである専門的知見を活かし、優先度を判断しながら施設の維持管理を行うことを期待する。
--

3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理(共通)	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続が適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	

	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	A	施設管理の専門知識を有する常駐スタッフがいるため、突然の不具合や利用者から寄せられた要望に迅速に対応できている。また、異常の早期発見に努めており、施設の長寿命化に貢献できている。さらに、今後必要となる修繕についても積極的に提案できている。
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
	○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B	
利用者への配慮	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	B	
	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	B	
リスクへの対応	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	B	
	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	B	
障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	B	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	B	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	B	
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	B	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	B	
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	B	
	○その他の地域貢献が行われているか。	A	従来から行っていた地域清掃や、障がい者就労施設の物品販売会の実施を継続したことに加え、近隣中学校からの職場体験受け入れも積極的に行っている。物品販売会は先方都合により年度内をもって終了となったが、次年度は指定管理者の地域ネットワークを生かした新たな取組みに期待する。

障害者雇用※ ※雇用義務のある団体（従業員を40人以上雇用している団体）のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率（2.5％）を達成しているか。	B	
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	B	
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	B	
	○人件費の設定は適切か。	B	
労働基準※ ※労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価	○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	B	
	○時間外・休日労働協定届（36協定届）の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○社会保険や雇用保険に加入しているか。	B	
経費削減	○経費の削減の取組は行ったか。	B	
	○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	B	
勤労者の文化の向上	勤労者の文化の向上につながる取り組みはあるか。	B	
勤労者に対する利便性の向上	勤労者が利用しやすい工夫や提案があるか。	B	
就労支援	横須賀市民の就労支援に繋がる提案があるか。	B	
新しい働き方への支援	テレワークやワーケーションなど新しい生活様式における働き方を支援できる取り組みはあるか。	B	
施設利用率の向上	施設を知ってもらい、利用者の増加につながる取り組みはあるか。	B	

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集（申請）要項及び事業計画書のことをいう。

4 収支状況評価

利用料金収入と物販収入が当初計画を下回っており、支出においては本社経費の増によって赤字となっている。次年度においては、利用料金収入増（飲食を伴う利用増）に向け、ごみ処理サービス（自主事業）を開始したこと、常に法人全体の収支が向上するよう経営していることなどから、計画どおりの管理運営となるよう注視していく。